

ID: 14

担当部署: 財政課

処分の概要	使用料及び手数料の減免		
例規名根拠条項	旭市使用料及び手数料に関する条例 第5条		
例規番号	平成17年条例第60号		
<p>【基準】 第5条の規定による。 (減免) 第5条 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該使用料及び手数料を減額又は免除することができる。</p> <p>(1) 法令に基づいて行われる場合 (2) 国の機関、他の地方公共団体又はこれらに類する団体がその業務を行うために必要と認められる場合 (3) 生活保護法(昭和25年法律第144号)に基づいて保護を受けている者から事務の依頼があった場合 (4) 災害その他緊急やむを得ない事態の発生により、施設等を応急の用に使用する場合 (5) その他前各号に準ずる場合で、公益上特に必要があると市長が認めた場合</p> <p>2 公的年金受給に係る現況届若しくは身上報告書等の住民票又は戸籍の記載事項証明については、手数料を免除する。</p> <p>○下記の施設にかかる使用料については、以下の規定による。</p> <p>1. 旭市多世代交流施設 ・旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例(R3. 3. 18条例第1号) 第13条 ・旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則(R4. 3. 31規則第15号) 第7条</p> <p>2. 火葬施設 ・旭市火葬場及び火葬施設の設置及び管理に関する条例(H17. 7. 1条例第85号) 第5条</p> <p>3. 大原幽学記念館 ・大原幽学記念館の設置及び管理に関する条例(H17. 7. 1条例第145号) 第7条</p> <p>4. 旭市社会教育施設及び社会体育施設 ・旭市社会教育施設及び社会体育施設使用料減免の基準に関する要綱(H26. 9. 22教育委員会告示第5号) 第3条 ・旭市社会教育施設及び社会体育施設使用料減免の基準に関する要綱別表第2、別表第3について (H26. 10. 1 体育振興課)</p> <p>5. 公民館等 ・公民館等使用料減免基準</p> <p>○一般廃棄物処理手数料については、以下の規定による。 ・旭市廃棄物の処理及び清掃に関する条例(H17. 7. 1条例第92号) 第14条</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 15

担当部署: 財政課

処分の概要	使用料及び手数料の徴収猶予等		
例規名 根拠条項	旭市使用料及び手数料に関する条例 第6条		
例規番号	平成17年条例第60号		
【基準】 第6条の規定による。 (徴収猶予等) 第6条 市長は、特に必要があると認めるときは、使用料及び手数料の徴収を猶予し、又は分納させることができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 16

担当部署: 財政課

処分の概要	使用料及び手数料の還付承認		
例規名 根拠条項	旭市使用料及び手数料に関する条例 第7条ただし書		
例規番号	平成17年条例第60号		
<p>【基準】 第7条の規定による。 (還付) 第7条 この条例に基づき徴収した使用料及び手数料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めたときは、この限りでない。</p> <p>○下記の施設については、以下の規定による。 1. 旭市多世代交流施設 ・旭市多世代交流施設の設置及び管理に関する条例施行規則(R4. 3. 31規則第15号) 第8条</p>			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日

ID: 19

担当部署: 財政課

処分の概要	延滞金の減免		
例規名 根拠条項	旭市諸収入金の延滞金徴収に関する条例 第4条		
例規番号	平成17年条例第61号		
【基準】 第4条の規定による。 (延滞金の減免) 第4条 市長は、納付者が納期限までに納付しなかったことについて、やむを得ない理由があると認める場合においては、延滞金額を減額又は免除することができる。			
標準処理期間	15日		
備考			
設定年月日	令和4年4月1日	最終変更年月日	年 月 日